## 令和4年生駒市農業委員会第1回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和4年1月12日(水)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402 会議室

出席者 議長 10番 中本 眞人

農業委員会委員

1番 辻 英雄 2番 山本 利昭

3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり

5番 池田 憲央 6番 北村 由子

7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美

9番 染岡 政明

農地利用最適化推進委員

平尾 正隆 松尾 克巳

北本 光美 中尾 正人

井山 茂 奥野 通孝

髙枝 敏治

説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重

主幹 有山 清隆 主 査 増本 量俊

傍聴者 2名

## 議事次第

### 審議事項

- 1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 2. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について
- 3. 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見について
- 4. 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

## 報告事項

- 1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
- 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について

- 3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
- 4. 農地の転用事実に関する照会について
- 5. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

## 配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見の聞き取り について
- 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 大和川流域(特定都市河川流域)の雨水浸透阻害行為の許可
- 令和4年度 生駒市農業委員会予定表
- 農政ならNo.485

### ○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 2名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本眞人議長に議事進行を依頼

#### ○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻 委員、2番 山本 委員、3番 中井 委員

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請承認について」の説明を事務局に依頼 ○主幹 [議案読み上げ]

> 本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、 市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたも のである。

## No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、南田原公民館より北西に約250mのところに位置する南田原町地内の農地2筆

### 申請理由について

譲渡人は、本農地の南東に約300mのところにお住まいで、多くの農地所有しているものの、営農・維持管理が難しくできる限り農地の管理面積を少なくしようとしており、今回の対象農地2筆も隣接地の方(今回の譲受人)に管理(耕作)をお願いしており、この度の売買の話が出てきた。

一方譲受人は、寝屋川市で造園土木業を経営しており、現在隣接地で所有する資材置場が手ぜまとなり、新たに本農地を所有権移転し、資材置場・車両置場として転用をすること

になった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水はなく、申請地の1492番の雨水については、自然浸透と北側水路への放流、1493番の雨水については、自然浸透と現在の所有地へ向けて傾斜をつけることにより、最終的には所有地東側の道路側溝への放流としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

## 現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、これら案件については、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なおこの案件については、転用面積が300㎡以上であるので、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- ○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- ○委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認 [「なし」の声あり]
- ○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。許可権者である奈良県知事へ進達することとする。なお、転用面積が300㎡以上であるため、奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

〈議案第2号は議長が利害関係者となるので、議事進行を染岡副会長に交代し、会議室から一時退室〉

○副会長 議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局へ依頼 ○主幹 [議案読み上げ]

No.2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、光明中学校西側道路を挟んだ所にある農地10筆申請理由について

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、奈良県知事が理事長を務めており、場所は橿原市にある。奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

以前までは、なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、農業振興 地域を持つ市町村でしか利用できなかったが、現在は市街化調整区域の農地を持つ市町 村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば 利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなる。

農地所有者5名が、なら担い手・農地サポートセンターに10筆の農地を提供し、その農地 をなら担い手・農地サポートセンターが使用借人に貸与するというものである。

この農地については、一団化しているものの多少の高低差もあるため、農地の一部を切り 盛りする農地造成を行う予定をしている。

一方の使用借人は、市内でも大きなイチゴ農家であり、事業拡大・観光農園化も視野に入れて市内農地を探していた。今回地元農業委員から話が持ち上がり、現地での確認も行い、5名の農地所有者との話し合いもされ、今回の申請に至った。

また使用借人は、耕作に必要な農機具は既に所有しており、農地取得の下限面積要件については、現在の生駒市での経営耕地面積は94アールであり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

### 現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、これらの申請については議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見 聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当 しているので、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

- ○副会長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- ○委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。
- ○副会長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○副会長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生 駒市長に対しては「問題なし」と回答

- ○議長 議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見について の説明を事務局及び農林課へ依頼
- ○主幹 〔議案読み上げ〕
- ○農林係長 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について説明 基本構想とは今後の農業の担い手となる農業者の法律的な農業経営を支援するために

認定農業者制度、認定新規就農者制度、農地の利用権の設定などの制度があり、これらの制度を活用するためには、この基本構想を作成することが必要となってくる。認定農業者制度や認定新規就農者制度は農業経営を改善していく計画を作った農業者を認定し、その人たちを重点的に支援していくというものである。

農地の利用権の設定については市などが間に入り、地主から農地を集め担い手に集約して農地を貸し出すような制度になっている。これらの制度の具体的な要件を定めているのがこの基本構想である。

たとえば認定農業者になりたい場合は5年間の農業経営改善計画を作り、市に認定してもらう必要がある。市がどのような場合に認定するのかというと、年間労働時間が2,000時間以内、所得が360万円以上を達成できるような計画となっているのかというところが判断の基準になってくる。

生駒市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更すること必要とする理由 基本構想は県が定めている基本方針があり、令和3年の7月に県の基本方針の全般的な 見直しが実施されたことに伴い、市の基本構想も所要の変更を行うことになったことが今回 変更が必要になった理由である。

### 主な変更点

- (1)農地中間管理事業の記載の追加ということで令和2年4月1日から農地中間管理事業の 実施区域が農業振興地域から、農業振興地域以外の市街化調整区域でも活用できる ことになり、本市でも農地中間管理事業を活用することができるようになった。
- (2)農用地の利用集積にあたって農地中間管理事業を活用するということで、近畿農政局、国の方からも農地の貸借にあたり、できるだけ農地中間管理事業を活用するようにという通知がある。
- (3)県の方針に従い、認定農業者に係る年間農業所得の目標値の見直しを実施。県の方で設定している全産業平均所得の変化に伴い認定農業者の所得目標が350万円から360万円に変更した。
- (4)農業経営の指標の例の見直しということで、農業経営のモデルケースを記載しているが 平成27年9月の基本構想の作成以降、生駒市内でも認定農業者等の実績が蓄積され ており、本市の認定農業者や認定新規就農者等の営農実績を参考に県の基本方針に 記載している基本的な指標から本市で実践可能なものを記載した。

今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農地の利用集積等の将来の農地利用のビジョンということで、改正前は集落営農組織として記載されていたが、本市においては集落営農組織の事例が無く、集落営農組織の育成、法人化の推進によって農業振興を図るということが難しいと判断したため当該規定は削除し、人・農地プランの実質化の推進により担い手への農地の集積・集約化を進めるという表現に改めた。

以上、審議をお願いしたい。

- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認 [「なし」の声あり]
- ○議長 異議の確認 [「異議なし」の声あり]
- ○議長 議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見について承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答する。

議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の説明を事務局へ依頼 ○主幹〔議案読み上げ〕

本申請については、農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、生駒市内で農業経営を営んでいる農業者から、この者が作成した農業経営改善計画が適当であるかどうかの認定を生駒市から受けるため、同計画の提出があったものであり、生駒市が、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の規定により、当農業委員会に意見照会があったため、議案としてあげている次第である。

市町村から農業経営改善計画が適当であるとの認定を受けた農業者を、認定農業者と言うが、この認定農業者になれば、『農業経営基盤強化資金』いわゆる『スーパーL資金』を長期低利で融資が受けられるなど、さまざまな支援制度を受けられるものである。言い換えれば、さまざまな支援制度が受けられる認定農業者になるためには、農業者自身が作成した農業経営改善計画が適当であるとの認定を生駒市から受ける必要があるため、申請がでてきたものである。

当該申請者は、平成23年4月に約3,400㎡を借受け認定新規就農者となり、わさび菜の作付けから始め、令和元年にはさらに約4,300㎡の農地も借り受け、トマト・わさび菜・ほうれん草・露地野菜・イチゴ等を栽培され経営拡大をした。

今後も生産効率の向上を行い、また農地の拡張も行い、経営拡大を狙っている次第である。 以上、審議をお願いしたい。

- ○委員 申請書の農業経営の現状及びその改善に関する目標のところで、令和8年の目標の所得が350万円だが、さきほど議案第2号で承認した改定案では年間目標360万円に引き上げるということなので、この計画で通してもいいのか。
- ○農林係長 さきほど承認された基本構想では、所得目標360万円ということで認定いただいたが、現状 見ていただく基準としてまだ改正前であるので、現状の基本構想の目標値350万円で判断して いただくことになる。内容を本人からヒアリングしており、現状として306万円所得があがっている。 今回の改正計画の内容のおもな取り組みとしては、農地50アール拡大と、農地の拡大に伴い 臨時雇用を1名増加、スーパーL資金の活用でトラクターを1台(280万円ほどのもの)更新の予 定。その内容をふまえて目標所得350万円と記載している。
  - ②の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標のところで具体的な作付の計画を示してもら

っている。現状から細かく説明するとトマトが3,500キロ生産されており、直売所に出荷されており、一般的な卸の単価よりも高く1キロ460円の実績になっている。わさび菜が卸売りの業者に出荷しており、単価が1キロ1,000円の実績になっている。ほうれん草は大半を直売所で売っており、1,200キロの生産の中で単価が1キロ600円という実績になっている。露地野菜については多品目作っており、ブロッコリー、ケール、にんじん、オクラ、あと学校給食などにたまねぎを出荷しており生産量としては16,000キロ、単価が1キロ215円ほどで売られている。

現状所得が306万円というところで目標値を見ると、トマトの生産量が7,000キロ、わさび菜が2,270キロ、ほうれん草が1,200キロ、露地野菜が27,000キロで、売り上げとしては約400万円ほどの増加を見込んでおり、そこから臨時雇用が1人増えているので人件費とトラクターを購入した場合の減価償却費をみて、実際には所得目標350万円と記載してあるが360万円は達成できるであろうということで今回この内容で計画した。

- ○委員 今の説明でイチゴのことがなかったがよいのか。
- ○農林係長 イチゴは1キロ1,000円ほどで売られているが生産量が少ないため、イチゴを省いたとしても 目標は達成できると判断している。
- ○委員 現状の基本構想にそった申請書に承認しておけば、目標が令和8年なのでその期間の間に基本構想が改正になると思うが、その間に新たな借入をするときに不利になることはないのか。
- ○農林係長 認定するときの基本構想で判断することになる。現状として所得目標350万円で認定してる のでその点で融資を借りるときに不利益があるということはない。
- ○委員 年間所得の現状のところ306万円だが、改正前の350万円に届いていない、結果がおいついていない。今回認定農業者として2年目だが、これはいいのか。
- ○農林係長 前回も改善計画を作成いただき、今回更新ということになる。認定農業者になって5年は経 過している。5年前も所得目標350万円ということで計画を作り、今回目標達成はできなかったがあ る程度の結果はでている。今回の申請の内容を見て農地の拡大などをふまえると、目標の350万 円は達成できるのではと考えている。今回農地の拡大ができなかったとしても、作付がうまくいっ ていない部分もあり、現状の農地でも350万円という目標値は達成できるような状況である。
- ○委員 既に融資をうけていた場合、目標達成になっていなくて返還になったりすることはあるのか。
- ○農林係長 あくまで計画の内容を審議するのであって、目標達成ができないからと返還しないといけな いということはない。
- ○委員 現在年間の目標が達成してなかった中でこれだけ増やすという事は、販売ルートなど確保はされているのか。
- ○農林係長 本人にしたヒアリングではわさび菜だけ卸売りの業者に、その他は基本的に直売所に出荷 している。生駒市内の農家のほとんどの方が直売所だけに出荷している中、卸業者への出荷とい う出荷先も確保しているので問題はないと考えている。
- ○委員 近隣の農家の方と販売ルートが合致しているところがある、もう少し販売ルートを拡大するような ことがなければ、売り上げをあげていくのは難しいのではないか。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認 [「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の承認をすることとし、生 駒市長に対しては「問題なし」と回答する。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

#### 概要説明

本届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

報告事項No.1~44については、相続により所有権または、賃借権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

# 概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1の申請地の位置について

地図番号(3)で、生駒市立大瀬中学校の南南東約500mのところに位置する小瀬町地内の 農地である。分譲住宅地を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

## 概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという 通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1~3、17、18については、昭和年代などから宅地として利用してきたところである。No.4~15についてはほぼ農地として維持できているものがほとんどだったが、No.13、14のみ山林化していると判定している。No.16については10年以上前からへた地でかつ駐車場として利用してきた農地である。

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主査 〔報告読み上げ〕

# 概要説明

本報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可のあったものおよび、許可後、転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認 [「なし」の声あり]
- ○議長 「その他」について事務局に依頼
- ○主査 大和川流域(特定都市河川流域)の雨水浸透阻害行為の許可について説明

特定都市河川浸水対策法という法令がある。指定する河川流域の浸水被害防止の対策により、流域の浸水被害を防止するために雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制などを行うものである。大和川流域およびその支流の河川の流域については、令和3年12月24日に指定を受けた。

今後の転用、造成など土地の形状変更、質の変更がある場合、調整区域は転用申請の事前に、市街化区域は申請の事前または事後に手続きをすることになっている。

- ○主幹 令和4年度 生駒市農業委員会予定表について説明
- ○主幹 農政ならNo.485について説明
- ○主幹 1月24日及び同月27日開催の研修について説明
  - ・農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会 日時 令和4年1月24日(月)午後1時から 場所「いかるがホール 大ホール」
  - ・第26回北和の農を考えるつどい 日時 令和4年1月27日(木)午後2時から 場所「大和郡山城ホール 小ホール」
- ○議長 意見・質問等について出席者へ確認
- ○委員 大和川流域の雨水浸透阻害行為の許可の説明の中で令和3年12月24日指定されたとあったが、それ以前にサポートセンターへ了解して契約をしていた場合、どうなるのか。
- ○主査 転用、造成の手続きが対象であるため、その申請が出て来てからの対応になる。河川調整係 にどの地区でどういう工事をするのか説明していただき、どう案内するのかをこの課にうけてもら いたいと思う。
- ○議長 1月の県の会議の時に、この日以前のものについてはまだ決まっていないと聞いている。宅地

等と表示している中には農地が含まれていないから、そのあたりの取り扱いをどうするのかをも う一度確認してほしい。

- ○主査 宅地等と書いてあるが、土地の形質の変更なので造成行為については、基本的には対象になるはず。土地の形質の盛り土や切土をする農地造成については土地の形質の変更にあたるかと思われる。今回申請がまだ出ていない農地造成の話をしているが、これは24日以降なので基本的には該当するのではないかと思われる。工事をする実際の内容については河川調整係に問い合わせしてほしい。農地の造成、宅地等とあるが切土、盛り土は基本的には対象になるということだった。必ず転圧するとか、コンクリートで埋めるとかそういうことだけではないと思われる。農地造成で対象になるのかという確認をし、また改めて報告する。
- ○委員 この中に書いてある内容は、農地造成が含まないのではないか、宅地等に対して行う変更であって建設機械で固めなかったら、切土とか現状の行為が該当するのかわかりにくいのでクリアにしてほしい。
- ○主査 農地造成なので、今回この資料の中に該当するものが見当たらなかった。農地造成の切土、 盛り土について、一度確認を取って次回の委員会で報告する。
- ○補佐 今回の県がホームページで出されているものについては、総合治水対策の一貫の中で、すぐに河川に流すようなことはしないように調整池を設けたりして時間をずらして溢水しないような改善を各地域に持っていきましょうというような過去からあった。その中で今年度の12月に特別な区域の指定をする協議会が行われ、奈良県の指定で生駒市も大和川流域の竜田川についてはその流域になるためより厳しくしようということになった。雨水の浸透を阻害する、転圧をかけたり舗装をしたりして、すぐに排水されるようなものはできるだけしっかり対策を講じているかどうか。その確認をするために許可を取ってくださいという主旨になるので、狭地合わせをして農地をそのままにする、自然浸透のままで変わりないということであれば阻害には該当しない。ただどこまでの転圧が阻害に該当するのか、条件が様々あると思うが、県のホームページに出ただけなので具体的な説明会など一切されていない状態なので、奈良県の担い手マネージメントを通じてもう少し具体的な運用の扱いなど調べ、詳細が分かり次第また報告する。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認 [「なし」の声あり]
- ○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- ○補佐 次回の日程について

定例会 2月14日(月)午後2時401・402会議室

現地調査 2月9日(水)

2月8日(火)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時35分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和4年生駒市農業委員会第1回定例会の議事録を 作成し、ここに署名する。

議席番号	1番 辻 英雄	
議席番号	2番 山本 利昭	
議席番号	3番 中井 啓二	